

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	令和4年6月1日
【会社名】	株式会社エスケイジャパン
【英訳名】	SK JAPAN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 八百 博徳
【本店の所在の場所】	大阪府中央区南船場一丁目13番27号
【電話番号】	06(6262)9221
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 石井 正則
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区東陽七丁目5番8号 東陽町MLプラザ3F
【電話番号】	03(6660)5005
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 石井 正則
【縦覧に供する場所】	株式会社エスケイジャパン東京本社 (東京都江東区東陽七丁目5番8号 東陽町MLプラザ3F) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注)上記の東京本社は、未登記につき法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧を供する場所としております。

1【提出理由】

令和4年5月27日開催の当社第33期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
令和4年5月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、八百博徳、松田忠夫、永立良平、本田一義、岡嶋孝を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、岡崎栄一、篠原耕治、田中豊生を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	58,218	84	-	(注)1	可決 98.89
第2号議案					
八百 博徳	53,767	4,535	-	(注)2	可決 91.33
松田 忠夫	56,274	2,028	-	(注)2	可決 95.59
永立 良平	56,274	2,028	-	(注)2	可決 95.59
本田 一義	56,275	2,027	-	(注)2	可決 95.59
岡嶋 孝	52,026	6,276	-	(注)2	可決 88.37
第3号議案					
岡崎 栄一	56,264	2,038	-	(注)2	可決 95.57
篠原 耕治	56,272	2,030	-	(注)2	可決 95.59
田中 豊生	56,277	2,025	-	(注)2	可決 95.60

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上